

ルールインフォメーション(‘11-02)

2011/03/30

JJSBA

琵琶湖を主とする公認チーム・ライダーの方々へ

琵琶湖では「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」というルールが設定されております。

2011年4月1日より従来型2サイクル艇は、琵琶湖では使用出来ません。しかしながら、明らかにレースに出場する方が2サイクル艇にて練習・走行をしているとの指摘がされております。

今一度、琵琶湖における水上オートバイ利用ルールを再確認し、マリンスポーツを楽しむうえでルール・マナーにもとづいた琵琶湖の利用を行いましょう。

【琵琶湖おもなルール】

- ① 航行規制水域では、航行禁止です。
- ② 従来型2サイクルエンジン使用艇は、使用禁止です。
(環境対策型2サイクルエンジン「DI等」は使用できます)
- ③ プレジャーボートへの適合証の表示が義務化されます(2011年10月より)
- ④ 「琵琶湖水面上オートバイ安全講習」を受講しないでの操船は禁止です。

※琵琶湖安全講習・ルールの詳細については下記窓口を参考として下さい。

琵琶湖水面上オートバイ安全講習:滋賀県水上安全協会

<http://www.geocities.jp/suijyouanzen/kosyukai.html>

琵琶湖ルール:滋賀県琵琶湖環境部 琵琶湖再生課 琵琶湖レジャー対策室

<http://www.pref.shiga.jp/d/leisure/>

以上